

○ 総務省
外務省 令第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の四の規定に基づき、在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月十八日

総務大臣 山本 早苗

外務大臣 岸田 文雄

在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令

在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令（平成十一年 外務省 自治省 令第一号）の一部

を次のように改正する。

別表アジアの項の次に次のように加える。

大洋州

在オーストラリア日本国大使 オーストラリア連邦（在シドニー、在パース、在ブリスベン及び

	<p>在メルボルンの各日本国総領事の管轄区域を除く。）</p>
<p>在シドニー日本国総領事</p>	<p>オーストラリア連邦（ニューサウス・ウエールズ州（ウエディン、カウラ、ヤング、グレーターヒューム、オーボリ、ジュニー、ワツガワツガ、タンバランバ、トゥーマト、アツパーラ克蘭、ゴーバンモウワリー、ショールヘーバン、ユーロボダラ、ビガバレー、ボンバーラ、スノーウイリバー、クーマ・モナロ、ヤスバレー、パレラン、クータマンダラ、クインビアンシテイ、ガンダガイ、ブルワ及びハーディンの各郡の区域を除く。）、北部特別地域及びオーストラリアの属地の区域に限る。）</p> <p>フランス共和国領ニューカレドニア</p>
<p>在パース日本国総領事</p>	<p>オーストラリア連邦（西オーストラリア州の区域に限る。）</p>
<p>在ブリスベン日本国総領事</p>	<p>オーストラリア連邦（クインズランド州の区域に限る。）</p>
<p>在メルボルン日本国総領事</p>	<p>オーストラリア連邦（ビクトリア州、南オーストラリア州及びタ</p>

在バヌアツ日本国大使	在オークランド日本国総領事	使	在ニュージールランド日本国大使	在ナウル日本国大使	在トンガ日本国大使	在ツバル日本国大使	在ソロモン日本国大使	在サモア日本国大使	在クック日本国大使	在キリバス日本国大使	スマニア州の区域に限る。）
バヌアツ共和国	ニュージールランド（北島のワイトモ、ルアペフ、タウポ、ワカタネ及びオポテイキの各地区以北の地域に限る。）	く。）	ニュージールランド（在オークランド日本国総領事の管轄区域を除く。）	ナウル共和国	トンガ王国	ツバル	ソロモン諸島	サモア独立国	クック諸島	キリバス共和国	

を

在レオン日本国総領事	在メキシコ日本国大使	メキシコ合衆国（アグアスカリエンテス州、グアナファト州、ケレタ	メキシコ合衆国（在レオン日本国総領事の管轄区域を除く。）
在メキシコ日本国大使		メキシコ合衆国	
別表中南米の項中			
在ミクロネシア日本国大使	在マーシャル日本国大使	ミクロネシア連邦	マーシャル諸島共和国
		英国領ピトケアン島	フランス共和国領ワリス・フテユナ諸島
在フィジー日本国大使	在パラオ日本国大使	フィジー諸島共和国	パラオ共和国
大使	在パプアニューギニア日本国		パプアニューギニア独立国

に改め、同表欧州の項中

ロ州、サカテカス州、サン・ルイス・ポトシ州及びハリスコ州の区域に限る。)

在キルギス日本国大使

キルギス共和国

在グルジア日本国大使

グルジア

在クロアチア日本国大使

クロアチア共和国

を

在キルギス日本国大使

キルギス共和国

在クロアチア日本国大使

クロアチア共和国

に、

在サンマリノ日本国大使

サンマリノ共和国

を

在サンマリノ日本国大使

サンマリノ共和国

在ジョージア日本国大使

ジョージア

に、「在デュッセルドルフ、在フランクフルト及び在ミュンヘンの各日本国総領事の管轄区域を除く」を「ベルリン市、ブランデンブルク州、メクレンブルク・フォアポンメルン州、ザクセン州、ザクセン・アンハルト州及びテューリンゲン州の区域に限る」に、

在デュッセルドルフ日本国総領事

ドイツ連邦共和国（ノルトライン・ヴェストファーレン州の区域に限る。）

を

在デュッセルドルフ日本国総領事

ドイツ連邦共和国（ノルトライン・ヴェストファーレン州の区域に限る。）

在ハンブルク日本国総領事

ドイツ連邦共和国（ハンブルク市、ブレーメン市、シュレスヴィツヒ・ホルシュタイン州及びニーダーザクセン州の区域に限る。）

に改め、同表大洋州の項を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この条において同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下この項において「送付等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下この項において「申請等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在メキシコ日本国大使（アグアスカリエンス州、グアナフアト州、ケレタロ州、サカテカス州、サン・ルイス・ポトシ州及びハリスコ州の区域を管轄する場合に限る。）	在レオン日本国総領事
在ドイツ日本国大使（ハンブルク市、ブレーメン市、シュレス	在ハンブルク日本国総領事

ドイツ・ホルシュタイン州及びニーダーザクセン州の区域を管轄する場合に限る。）

2 この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の三箇月前の日から施行日の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域からそれぞれの下欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日までの間に同表の下欄に掲げる区域からそれぞれの上欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四に規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域は、この省令による改正後の在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域とそれぞれの下欄に掲げる区域を合わせた区域とする。

メキシコ合衆国（アグアスカリエンテス州、グアナファト州、ケレタロ州、サカテカス州、サン・ルイス・ポトシ州及びハリスコ州の区域を除く。）

メキシコ合衆国（アグアスカリエンテス州、グアナファト州、ケレタロ州、サカテカス州、サン・ルイス・ポトシ州及びハリスコ州の区域に限る。）

ドイツ連邦共和国（ベルリン市、ブランデンブルク州、メクレンブルク・フォアポメルン州、ザクセン州、ザクセン・アンハルト州及びテューリ

ンゲン州の区域に限る。）
ドイツ連邦共和国（ハンブルク市、ブレーメン市、シュレスヴィツヒ・ホルシュタイン州及びニーダーザクセン州の区域に限る。）